

令和5年度広島市スポーツ少年団への登録手続きの流れ — 更新単位団用 —

登録についての留意点(確認)

◆WEB登録の前に準備するもの

登録者全員の生年月日(西暦)及び指導者資格の登録番号等の入力が必要となりますので、事前に確認準備が必要です。※指導者マイページにより各自で確認が必要な場合があります。

- ◎JSP0 公認スポーツ指導者の指導者登録番号
- ◎前年度 JSP0 公認指導者資格養成講習会受講修了者の受講番号
- ◎JFA(C 級以上)・JBA(C 級以上)公認指導者指導者登録番号)

◆登録要件について (要件に満たない場合は登録できません。)

- ◎登録できる指導者は、日本スポーツ協会(JSP0)公認スポーツ指導者資格保有者。
- ◎スポーツ少年団の理念を学んだ指導者2人以上の登録が必要。
- ◎18歳以上の指導者、役員・スタッフを2人以上登録が必要。
- ◎代表者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上の指導者、役員・スタッフから1人選定。

詳細については、Web登録の際に、ログイン画面にあるマニュアルを必ずご熟読ください。

1. 事前に広島市スポーツ少年団に提出する書類を準備する

👉登録申請を行う前に以下の書類を広島市スポーツ少年団までご提出ください。

①郵送 ②持参 ③FAX ④Eメール のいずれかで提出してください。

※ただし「令和5年度広島県スポーツ少年団登録申請書(団員10人未満のスポーツ少年団)」は、代表者の印鑑が必要となりますので、必ず郵送または持参してください。

1. 令和5年度単位スポーツ少年団の個人情報に関する確認及び活動調査について 【別紙2】

2. 令和5年度広島県スポーツ少年団登録申請書(団員10人未満のスポーツ少年団) 【別紙3】

令和5年度の更新登録の際に登録団員が10人未満の場合は必ずご提出ください。

3. 単位団及び育成母集団の規約 1部

登録時に提出いただいた規約に団名称の変更や登録内容等に変更のある単位団も見受けられますので、再度確認のため、提出のご協力をお願いいたします。

○スポーツ傷害保険の加入について

登録システムに記載された登録者全員がスポーツ傷害保険に加入しなければ、更新登録はできません。なお、保険加入団体の名称は「〇〇スポーツ少年団」としてください。(団の規約等で定められている場合はこの限りではありません。)なお、「スポーツ傷害保険加入を証明できる書類の写しの提出」は求めていますので、各単位団で登録前(活動前)に加入手続きを済ませ適切な対応をお願いします。

2. 日本スポーツ少年団から3月31日(予定)に、代表メールアドレス宛てに

アカウント発行メールが届きます。令和4年度と連絡先を変更される場合は、必ず引継ぎをして下さい。

4月1日(土)の更新登録受付開始日までに確認し、各単位団で準備をお願いします。また代表者が変更になる場合は、必ず「アカウント発行メール」等を引き継いでください。アカウント発行メールに添付されているURLは有効期限があります。メール受信後有効期限内に URL を選択し、ログインIDを確認後、パスワード設定を必ず行ってください。



日本スポーツ少年団から届いたメール記載のURLにアクセスし、プライバシーポリシーに同意後、「基本情報」に記載のログインID(単位団番号)を確認し、パスワードを新規に登録します。

【注意】単位団番号は令和2年度から10桁の数字に変更されています。

※パスワード8文字以上16文字以下で、下記の文字等を1文字以上使用して入力作成してください。

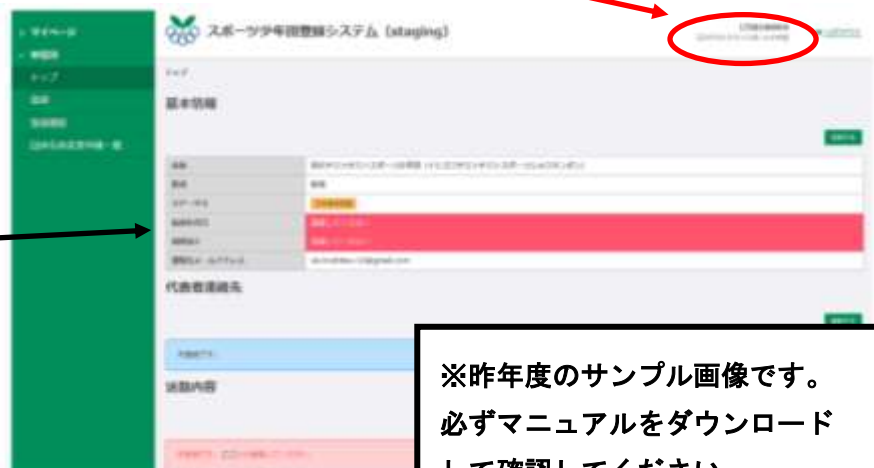
①アルファベット大文字、②アルファベット(小文字)、③英数字、④記号

こちらがログインID(単位団番号)です

「基本情報」を確認・入力し、保存します。

※団体の結成年月日は、団の創設日ではなく、「スポーツ少年団として登録した年月日」とします。

団の活動内容に関する情報(活動頻度、活動施設、種目など)を確認・入力し、保存します。



3. スポーツ少年団登録システム

日本スポーツ協会ホームページのスポーツ少年団登録システムにアクセスし、基本情報に記載のログインID(単位団番号)を確認後、パスワードを入力してください。

Web登録において、スマートフォンから「登録申請」を行った単位スポーツ少年団の更新登録に不具合が発生するケースが多発しているため、可能な限りパソコンからの登録申請をお願いします。

パスワードの入力
基本情報に記載のログインID(単位団番号)を確認後、パスワードを新規に登録し、以後ログイン時にパスワードを入力します。

こちらがログインIDの入力箇所です。

必ずマニュアルをダウンロードして確認してください。

こちらをクリックすると操作方法の詳細が確認できるマニュアルをダウンロードできます。

※必ず登録手続き前にマニュアルをご熟読ください。

登録システムの不具合により生年月日や住所等の表示に誤りがある場合があります。

必ず確認して修正をお願いします。

■「トップページ」画面にて基本情報の内容確認及び入力・修正を行う。

★各項目の必須入力項目について

① 団の基本情報の登録

- ◆連絡先メールアドレス、団体の登録年月日、保険加入の有無等

携帯電話端末専用のメールアドレスでは、Web更新登録に関するメールが受信できない事例が多数ありました。可能な限りパソコンのメールアドレスをご登録ください。やむを得ず携帯電話端末専用のメールアドレスで登録される場合は、パソコンからのメールを受信できるように事前に設定をお願いします。

② 活動内容の登録

- ◆活動頻度、活動施設、種目などを確認し保存してください。

③ 団員(3歳以上19歳以下)の登録

令和4年度に登録していた団員の情報は、登録者一覧から「編集」を選択し、生年月日(西暦)を入力してください。今年度登録しない団員の情報は「更新しない」としてください。

登録内容に変更がある場合は修正をしてください。

令和5年度から新たに登録する団員は「新規作成」ボタンを選択し、氏名(漢字)、フリガナ、性別、生年月日を入力してください。

④ 指導者(18歳以上〔平成17(2005)年4月1日までに生まれた方〕)の登録

指導者は単位スポーツ少年団にスポーツ少年団の理念を学んでいる指導者2人以上を含む人数で構成しなければなりません。※詳しくはお問い合わせください。

○継続登録の場合

・令和4年度から引き続き継続登録する指導者は指導者一覧から「編集」を選択し、生年月日(西暦)を入力してください。また、「資格を確認する」を選択し、登録する指導者は保有資格に合わせて項目を選択してください。資格確認については、マニュアルに例示がありますので、確認の上、選択してください。一覧で「資格の確認」が確認済みとなり、登録区分が「更新する」となったことを確認します。

○新規登録の場合

・令和5年度から新たに登録する有資格指導者は「新規作成」ボタンから保有資格に合わせて項目を選択します。資格確認については、マニュアルに例示がありますので、確認の上、選択してください。氏名(漢字)、その他住所等を入力し保存します。

○登録を更新しない指導者は「更新しない」を選択してください。

◎指導者登録には、次の資格保有者である必要があります。登録する指導者の指導者資格登録番号の入力が必要となりますので事前に確認が必要です。

(ア) 日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導者資格保有者

(イ) 2019年度に認定育成員・認定員(日本スポーツ少年団指導者資格)として登録をしていた指導者及び2019年度に指導者登録し、認定員養成講習会を受講、資格認定された指導者(一覧に認定番号入力済)※理念を学んだ指導者

(ウ) サッカー(JFA登録指導者)・バスケットボール(JBA登録指導者)指導者資格保有者

(エ) 令和4年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を受講し、合格した者

【重要】認定員資格のみの方で、令和6年度からも指導者(理念あり)登録を希望される方は、令和5年度11月(2023年)までに「日本スポーツ協会(JSPO)公認コーチングアシスタント」への資格移行が必要です。

⑤ 役員・スタッフ(18歳以上[平成17(2005)年4月1日までに生まれた方])の登録

指導者、役員・スタッフは18歳以上から登録できます。

登録者一覧の「編集」を選択し、生年月日(西暦)を入力してください。
今年度登録しない役員・スタッフの情報は「更新しない」としてください。登録内容に変更がある場合は修正をしてください。

令和5年度から新たに登録する役員・スタッフは「新規作成」ボタンを選択し、氏名(カナ)、生年月日、性別を入力してください。その他住所等を入力し保存します。

⑥ 代表者及び事務担当者の設定

代表者及び事務担当者は必ず登録する年の4月1日現在満18歳以上の指導者、役員またはスタッフのうち1人を登録してください。

※代表者は、他の団の代表者を兼ねることはできません。代表者と事務担当者は兼ねることができます。

※郵送物は事務担当者の登録住所に届きますのでご注意ください。

指導者または、役員・スタッフの登録最終確認画面の氏名(漢字)、その他住所等を確認・入力する画面で、「役職」を入力する箇所があります。

代表者として登録する18歳以上の指導者、役員・スタッフの方の登録時に「代表者」を選択してください。

⑦ 登録料の支払いの選択

登録料の支払いは、「クレジットカード」、「コンビニエンスストア」、「口座振込」により登録料をお支払いください。

※クレジットカード支払い及びコンビニ支払いを選択した場合は、登録料とは別にシステム手数料が必要となります。必ずシステム手数料をご確認下さい。

※口座振り込みを選択した場合は、別途銀行振込手数料が必要になります。

※メンバー登録終了後に支払方法の選択をします。広島市スポーツ少年団から「支払依頼(請求)メール」(承認)が送信されますので、受信後金額を確認のうえ支払いをお願いします。

4. 広島市スポーツ少年団において登録内容を確認します。

登録完了

この時点で登録完了となります。次ページの登録申請期間内に**登録完了(支払)**するように手続きをお願いいたします。入力間違い等がありましたら、ご連絡する場合がございます。単位団の登録内容確認及び受領確認は更新・新規登録ともに、平日の午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)となっております。

※ 土・日曜日、祝日は登録内容確認及び受領確認を行っておりませんのでご注意ください。

更新登録申請期間

令和5年4月1日(土)～5月31日(水)午後5時まで

登録申請の登録内容確認及び受領確認は平日の午前9時から午後5時までとなっております。土・日曜日、祝日は登録内容確認及び受領確認を行っておりませんのでご注意ください。

5. 更新登録手続きが完了した単位団には、登録認定物品等を交付します。

下記①～⑤の交付方法は郵送を予定しています。

- ① 団員章（登録団員人数分）
- ② 指導者章（登録指導者人数分）
- ③ 役員・スタッフ登録証（登録役員・スタッフ人数分）
- ④ 認定リボン 1本（認定リボンは登録競技種目数に関係なく各単位団1本の交付となります）
- ⑤ 日本スポーツ少年団ガイドブック「スポーツ少年団とは」1冊

※広島市スポーツ少年団ガイドブック「みんなのスポーツ少年団」は電子メールで代表メールあてに送付します。

6. 更新登録完了後のWeb登録による追加登録について

更新登録完了後、団員・指導者のWeb登録による追加登録は8月31日まで可能です。

登録作業前に必ず広島市スポーツ少年団へ追加登録希望の旨を連絡してください。

【重要】1回の登録ごとに決済システム手数料、銀行振込手数料がかかりますので、追加登録については、まとめて登録手続きすることをおすすめします。

- ① 広島市スポーツ少年団への連絡後、団員章等の返信用封筒（定型サイズの封筒に84円切手を貼ったもの）を提出して下さい。
- ② Web登録内のトップページから「メンバー登録」を選択し、「新規作成」ボタンを押すと通常の登録と同様に追加登録を行うことができます。
- ③ 広島市スポーツ少年団で入金確認後、ご提出いただいた返信用封筒にて団員章等を送付いたします。
- ④ 追加登録完了

※9月以降の広島市スポーツ少年団のみの追加登録の方法については別途ご案内します。

7. その他

- ① スポーツ安全保険の加入については、[『公益財団法人スポーツ安全協会広島県支部』](#)に直接お問い合わせください。(TEL082-223-7865)
- ② 複数の既存の単一種目のスポーツ少年団を統合し、複合種目のスポーツ少年団として更新登録したり、団の名称を変更したりするなどの予定がある場合は、お早めに広島市スポーツ少年団までお問い合わせください。

8. 問い合わせ・事前提出書類等の提出先

〒730-0042

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号 広島市役所北庁舎別館2階

公益財団法人広島市スポーツ協会

広島市スポーツ少年団

TEL 082-243-0579

FAX 082-249-3641

Eメール hiroshima-suposyou@sports-or.city.hiroshima.jp

電話での問い合わせ受付時間：午前9時から午後5時まで【土日・祝日を除く】

※ 受付時間外のお問合せは、ご遠慮ください。

広島市スポーツ少年団登録料	
単位団負担金	4,000円/団
団員	800円/人
指導者	1,100円/人
役員・スタッフ	1,100円/人